農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

ひたちなか市

1 促進計画の区域

別紙 地図の記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 新川沿岸地域

(1) 現況

本地域は、新川の水資源を活用した稲作地帯となっており、那珂川沿岸農業水利事業の受益地となっている。また、周辺には足崎城址等の歴史資産があり、県が指定する緑地環境保全地域と近接している。このことから、農地やかんがい施設の保全管理に取組み、有効な水資源の活用及び環境の保全を図ることが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では法第3条第1項の機能を有する地域であると考え、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の維持を図ることとする。

2 中丸川沿岸地域

(1) 現況

本地域は、中丸川の水資源を活用した稲作地帯となっており、那珂川沿岸農業水利事業の受益地となっている。更に畑地帯おいても水利事業により供給される水資源が活用される地域となっている。また、この地域は、市街地に囲まれており、周辺住民の生活環境に影響を与えやすい地域となっている。このことから、農地やかんがい施設の保全管理に取組み有効な水資源の活用を図ると共に、良好な景観の形成を図ることが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業者と地域住民や関係団体との協力体制の構築を推進し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の維持を図ることとする。

3 那珂川沿岸地域

(1) 現況

本地域の水源となっている小場江堰用水は、江戸時代に築造された歴史ある農業用水路であると共に那珂川沿岸農業水利事業の幹線水路の役割を担う重要な水路となっている。本地域は、この豊富な水資源を活用し、広く稲作を展開している地域となっており、同一の水源としては、ひたちなか市において最大の面積を有する地域となっている。そのため、農業者による農地やかんがい施設の保全に要する負担が増大していることから、農業者間の協力体制を構築し、適正な維持管理を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では農業者間の協力体制の構築を推進し、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の維持を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に 関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
1	新川沿岸地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び 同項第3号に掲げる事業
2	中丸川沿岸地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び 同項第3号に掲げる事業
3	那珂川沿岸地域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び 同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施 を推進する区域を定める場合にあってはその区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

茨城県の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針」第4の2の (1)の規定に基づき県が設置する地域の実情を踏まえた支援を行うことができる推進体制を活用し相互に連携、協力を図るものとする。